

庄内町教育委員会議事録

令和2年第2回定例会

令和2年2月27日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和2年第2回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和2年2月27日(木)
 - 開会 午後1時00分
 - 閉会 午後2時24分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議事録承認
令和2年第1回定例会議事録
 - 3 報 告
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和元年度計画訪問のまとめ
 - (3) 庄内町教育振興基本計画に関する「R1 アンケート調査結果考察」
 - (4) その他
 - 4 付議事件

日程第1	議案第4号	令和元年度庄内町一般会計補正予算(第7号)の申出について
日程第2	議案第5号	令和2年度一般会計予算の申出について
日程第3	議案第6号	条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)
日程第4	議案第7号	庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部を改正する規則の設定について
日程第5	議案第8号	庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第6	議案第9号	庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第7	議案第10号	庄内町菁莪庵管理運営規則の一部を改正する規則の制定について 〔追加議案〕
日程第8	議案第11号	庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第9	議案第12号	庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第10	議案第13号	前田野目農村公園管理運営規則の全部を改正する規則の設定について
 - 5 協 議
 - (1) 令和2年度庄内町教育委員会の重点と視座(案)について
 - (2) 令和2年度庄内町教育委員会計画訪問(案)について
 - 6 その他
 - (1) 第3回教育委員会臨時会の開催について
日時: 令和2年3月7日(土) 午後1時00分
場所: 立川総合支所3階 第3会議室
 - (2) 第4回教育委員会定例会の開催について
日時: 令和2年3月24日(火) 午前9時00分
場所: 立川総合支所3階 第2会議室

(3) その他

7 閉 会

- 4 出席者
- | | |
|------|-----------------|
| 教育長 | 菅原 正志 |
| 教育委員 | 今野 悦次 (第一職務代理者) |
| 教育委員 | 梅木 均 (第二職務代理者) |
| 教育委員 | 太田 ひろみ |
| 教育委員 | 齊藤 雅子 |
- 5 欠席者
- なし
- 6 傍聴人
- なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者
- | | |
|-----------------|-------|
| 教育課長 | 佐藤 美枝 |
| 社会教育課長 | 上野 英一 |
| 社会教育課長補佐兼社会教育係長 | 阿部 浩 |
| 指導主事 | 富山 裕二 |
| 主査兼学校給食共同調理場係長 | 荒木 美紀 |
| 教育課主査兼学校教育係長 | 清野 美保 |
| 社会教育課主査兼図書館係長 | 佐藤 晃子 |
| 教育施設係長 | 押切 崇寛 |
| 文化スポーツ推進係長 | 池田 省三 |
| 教育課長補佐兼教育総務係長 | 佐藤 貢 |

開 会	(午後1時00分)
教育長	令和2年第2回庄内町教育委員会定例会を開会いたします。2議事録承認令和2年第1回定例会議事録承認について、何か訂正や修正等があればお願いします。
各委員	[質疑の声なく]
教育長	令和2年第1回定例会議事録承認の同意を確認し、3報告(1)経過報告について説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	何か追記するものがございましたらお願いします。
梅木委員	今日の午後6時30分からの振興審議会に出席予定です。
教育長	本日第2回目の振興審議会に出席ということで追記をお願いします。他にございますか。昨日26日の小・中学校特別支援学級合同卒業・進級お祝い会は、大変楽しい会でした。子ども達の成長が見られて素晴らしい会であったと思います。それでは(1)経過報告を終了します。報告(2)令和元年度計画訪問のまとめについて報告をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	計画訪問については今年度から3年に1回ということにしました。少し受ける側でも余裕が出てきたのではないかと考えています。この資料中程に記載している計画訪問のねらいについて、この3つの視点を忘れないでこれからも有意義なものにしていきたいと思えます。計画訪問について何かご意見があればお願いします。
教育課長	計画訪問まとめについては、社会教育施設でも資料2の準備をしています。
教育長	社会教育施設の計画訪問のまとめについて報告をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。) 社会教育係の所管施設について説明する。清川公民館と余目第三公民館への訪

	問が諸事情で実施できず次年度へ延期されていること等報告する。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。)冒頭資料2の訂正 訪問者「社会教育課課長補佐兼文化スポーツ推進係長」より「社会教育課課長補佐兼」を削ることの訂正発言。文化スポーツ推進係の所管の文化創造館響ホールについて報告する。
佐藤社会教育課主査兼図書館係長	(資料に基づき説明する。)図書館について報告する。
阿部課長補佐兼社会教育係長	資料の訂正を求める。令和2年度計画訪問〔社会教育施設〕案について、訪問施設を「立谷沢公民館」を「余目第三公民館」に訂正を発言する。延期になった清川公民館と余目第三公民館を令和2年度に実施させていただくことと、2年に1回の実施していた計画訪問を3年に1回に見直しをさせていただき、来年度は、計4施設の訪問したい旨発言する。訪問月日については次回以降皆さんの意見をいただきたい旨発言する。
教育長	それでは次に移ります。(3)庄内町教育振興基本計画に関する「R1 アンケート調査結果考察」について説明をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	この様な結果になったということですので、これを参考にさせていただければと思います。もし、ご意見があれば伺いたいと思いますがどうですか。よろしいですか。それでは(4)その他はございますか。付議事件に移ります。日程第1議案第4号令和元年度庄内町一般会計補正予算(第7号)の申出についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
上野社会教育課長	(資料に基づき説明する。)
教育長	ご質問があればお願いいたします。10款2項1目の校内通信ネットワーク整備調査業務委託料については、午前中の総合教育会議でも話されたGIGAスクール構想に向けた調査費となっています。他に質疑がないようなので、採決いたします。議案4号令和元年度庄内町一般会計補正予算(第7号)の申出について原案のとおり決することをご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第4号令和元年度庄内町一般会計補正予算(第7号)の申出については原案のとおり可決されました。続いて日程第2議案第5号令和2年度一般会計予算の申出についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長	(資料に基づき説明する。)
阿部課長補佐兼社会教育係長	(社会教育係で所管する予算について、資料に基づき説明する。)
池田文化スポーツ推進係長	(文化スポーツ推進係で所管する予算について、資料に基づき説明する。)
佐藤社会教育課主査兼図書館係長	(図書館で所管する予算について、資料に基づき説明する。)
教育長	令和2年度の当初予算について、ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは議案第5号令和2年度一般会計予算の申出についてを採決いたします。原案のとおり決することをご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案5号令和2年度一般会計予算の申出については原案のとおり可決されました。続いて日程第3議案第6号条例制定の申出について(庄内町体育施設設置

	及び管理条例の一部を改正する条例の制定)を議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ 推進係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	この条例改正は、土地登記手続きに係る地番の改正だけのようですので、よろしいですか。
佐藤教育課長	議案第6号の2枚目の別紙から「議案第21号」の削除訂正を求める。
教育長	それでは議案第6号条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)を採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第6号条例制定の申出について(庄内町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定)は原案のとおり可決されました。日程第4議案第7号庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部を改正する規則の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
佐藤教育課長補佐 兼教育総務係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	前回定例会の協議より別表(第6条関係)の(8)に芸術文化協会を加えたということですね。これは前回も協議していますので、よろしいですか。それでは議案第7号庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部を改正する規則の設定についてを採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第7号庄内町立学校施設利用条例施行規則の全部を改正する規則の設定については原案のとおり可決されました。日程第5議案第8号庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社 会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	前回協議したものと内容的には変更がないということですね。よろしいですか。それでは議案第8号庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第8号庄内町公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第6議案第9号庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社 会教育係長	(資料に基づき説明する。) 議案の見出し中「～ 一部をする ～」を「～ 一部を改正する ～」への訂正を求める。
教育長	この件についても前回協議したものと内容的には変更がないということです。よろしいですか。それでは議案第9号庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。

委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 9 号庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第 7 議案第 10 号庄内町菁莪庵管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
阿部課長補佐兼社会教育係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	この件についても前回協議したものと内容的には変更がないということです。よろしいですか。議案第 10 号庄内町菁莪庵管理運営規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 10 号庄内町菁莪庵管理運営規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。続いて、本日追加議案として提出されている付議事件について審議したいと思います。日程第 8 議案第 11 号庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。) 冒頭、当日の追加議案の提出になったことのお詫びを述べる。議案の見出し中「～ 一部をする ～」を「～ 一部を改正する ～」への訂正を求める。
教育長	指定管理者側で減免を決定することができるということですね。今までよりも減免申請手続きが簡単になったのですか難しくなったのですか。
池田文化スポーツ推進係長	難しくなりました。
教育課長	公平性という意味でそれなりの手続きを経て、初めて減免が発生すると考えれば手続きが難しくなることは仕方がないことと思います。
梅木委員	減免申請の手続きにはどの位の時間が掛かる見込みですか。
池田文化スポーツ推進係長	今のイメージとしては、新年度初め若しくは 3 月中に減免申請書を提出いただいで、それを受けて減免の期間を決め、その都度その都度の提出ではなく、一度提出いただければその決定した期間内においては、決定を得れば再度提出いただかなくても減免はできるとしておりますので、利用者の方は、最初の申請手続きはありますが、利用する度に毎回提出するということはありませんので、周知いただければと思います。減免を決定する期間については、現状では響ホールは来年に指定管理の期間が終了するものですから、区切りとして 1 年とさせていただき、指定管理 2 期目以降は少し期間を長めに設定できないか考えています。
教育長	実際動きだしてみないと分からないですよ。よろしいですか。議案第 11 号庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 11 号庄内町文化創造館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第 9 議案第 12 号庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ	(資料に基づき説明する。)

推進係長	
教育長	先程の響ホールの改正内容と一緒に減免申請手続き上の変更となっているようです。よろしいですか。議案第 12 号庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 12 号庄内町体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。日程第 10 議案第 13 号前田野目農村公園管理運営規則の全部を改正する規則の設定についてを議題とします。説明をお願いします。
池田文化スポーツ推進係長	(資料に基づき説明する。)
教育長	先程と同様に減免の手続き、減免に係る様式などが変更になったということです。よろしいでしょうか。それでは議案第 13 号前田野目農村公園管理運営規則の全部を改正する規則の設定について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり
教育長	議案第 13 号前田野目農村公園管理運営規則の全部を改正する規則の設定については原案のとおり可決されました。付議事件は以上です。それでは 5 協議に移ります。(1) 令和 2 年度庄内町教育委員会の重点と視座(案)について協議議題とします。これは提案となりますか。
佐藤教育課長	協議であるので変更点として考えているところを説明して、次回の定例会で議案としたいと思います。変更点のみ説明いたします。
富山指導主事	大きく来年度変更になる追加になることを説明させていただきます。
教育長	説明を進める前に確認します。去年と同じように今日は変更点等の説明を受けていただいて、ご意見をいただく形としてよいということですね。
佐藤教育課長	変更したものを既に配布させていただいておりますので、ご意見をいただければと思います。
富山指導主事	主な変更点は 4 一人一人の学ぶ意欲と確かな学力の育成のところで、来年度から小学校は新学習指導要領が全面実施となりますので、それを踏まえ、学校研究を生かした学力向上と授業改善で「わかる授業」「楽しい授業」を推進する。それから【集団づくり】集団自治力・自己有用感・主体性を高めることで、集団づくりを進めることによっていじめ、不登校予防にもなりますのでこれらの事を推進していきたいということです。2 点目は 6 学校と家庭、地域が支えあうしくみの構築のところで、学校と家庭、地域が連携して子どもを育てるしくみの再構築でコミュニティスクール導入に向けての準備という文言を入れました。令和 3 年度の導入に向けて準備をしていきたいという内容です。3 つ目は GIGA スクール構想に関わりまして、7 と 9 の項目で ICT を活用した学習の充実と環境整備を進めていきたいと思います。主な変更点は 3 つです。引き続き 2 の項目のふるさと学習の 4 偉人である北館大学、清河八郎、阿部亀治、佐藤幸徳中将の副読本を活かしての学習をふるさと教育として推進していきたいと思っています。細かな変更点はいろいろありますが、主な変更点はこの 3 つとなります。
教育長	引き続き社会教育の変更点も説明してください。
阿部課長補佐兼社	社会教育の変更点は、網掛けにないっていますのでそちらを目で追いながらお

<p>会教育係長</p>	<p>聞きいただければと思います。社会教育の部分では、1 地域社会が一体となり、主体的に紡ぎあう体制づくりの推進のところ、今年度は家庭、学校、地域、行政が連携した活動の推進としていた部分を家庭、学校、地域の連携した「地域学校協働活動推進事業」の推進に変更します。先週の金曜日にも地域学校協働活動推進事業運営委員会が開催されていますが、そのことを全面に出した文面に変えたところです。また、3 庄内町の自然・歴史・文化を生かした体験の充実と共有化の中に放課後子ども教室に係る部分を入れていましたが、1 項目めに移して、放課後子ども教室の推進及び支援と未実施の小中学校区における実施の試行や検討とし、「試行や」という文言を加えました。この試行という部分では今年度も余目第一学区で行っていますし、来年度も試行するということから試行を加えたものです。また、各学区地区青少年ボランティアサークルの育成の強化ということで、本年度はボランティアサークルの設置に向けた取組みという表現をしていましたが、それは南三陸町のジュニアリーダーのようなものを目指したいと思っておりました。今年度、各ボランティアの皆さんにスキルアップ講座への参加呼び掛けをしましたが、参加者も少なく、過去の経過として、以前は町一本でボランティアサークルがあったものを各学区、公民館に降ろした形で地域に根差したボランティア活動をした方がより効果的であるという流れで今のスタイルになっているので、今回は育成の強化という表現に変えさせていただきました。また、先程の総合教育会議の中でもありましたが、コミュニティセンター化の検討がありますので、新たに各学区地区公民館のコミュニティセンター化の検討を加えさせていただきました。2 町民が共に学び続け、生きがいをもつ環境づくりの推進のところ、「提供」が網掛けになっていますが、これまでは生涯学習の機会の「充実」としておりましたが、今ほどの公民館も目一杯いろいろな事業をやっている充実していますので、「提供」に変えさせていただきました。4 教育の土台は家庭教育であることを広め、地域とかわりながら、家庭教育力の向上をめざすのところで、「家読の推進」が網掛けになっていますが、この部分を追加させていただきました。まずは第3次読書活動推進計画が始まり、これまでも PTA や地域が連携して読み聞かせボランティアや授業参観日を利用した読み聞かせ等に取り組んでいることから、ここに「家読の推進」を加えたものです。その下の「保育園、幼稚園」が網掛けになっていますが、これまでは学校や「関係機関」となっていますが、その「関係機関」を明確化して「保育園、幼稚園」と変えさせていただきました。8 社会教育職員の資質向上の部分では、今まで「一般職非常勤職員」だったものが、令和2年度から「会計年度任用職員」ということで呼び方が変わりますので、その文言を変えさせていただきました。9 の項目の一番下ですが、社会教育課で開催している機関の長係長等会議の中でも言われていますが、新庁舎ができて立川から余目に教育委員会が移ると、例えば立谷沢公民館で相談と交流をしたい時になかなか新庁舎まで行くことができない。そういう時の連絡調整のしっかりした体制を作ってほしいとの館長からの意見もございましたので、役場新庁舎移転後の各施設との円滑な連絡調整を加えさせていただきました。社会教育係としては以上です。</p>
<p>池田文化スポーツ推進係長</p>	<p>文化スポーツ推進係に関わる部分を説明します。5 と 6 の項目についてですが、先程申し上げたように響ホールと余目にある体育施設については、来年度で指定管理の最終年を迎えます。つきましては、響ホール及びコメッチの指定管理制度の総括と再来年度からの 2 期目の指定管理期間に向けて円滑な移行に取り組むということで表現を変えさせていただきました。特に体育施設について</p>

	<p>は、現在立川にある体育施設については町直営でやっているものですから、そちらの今後の方針も含めた次期指定管理への円滑な移行ということで設定させていただきました。もう一つ6の項目の中で「庄内町小中学生のスポーツ活動ガイドライン」が来年度で2年目を迎えます。これについては全国的に先進的な取組みということで、全国紙からも特集される状況です。明日午前中も来年度のガイドライン検討会を実施する予定です。今年1年間あったことについて修正点があればガイドラインを変更していく形で今後も運用していきたいと考えます。以上です。</p>
佐藤社会教育課主査兼図書館係長	<p>図書館に関わる部分についてポイントを2つに絞って説明いたします。先ず1つ目は大きな2項目めの★印の部分です。先程補佐からも「家読」という話がありましたが、読書活動推進計画第3次が本年度の途中からスタートしました。本格稼働は令和2年度の年度当初から本格的に着手、始動すると受けとめていますので、引き続き★印ということで力を入れて推進していきたいと思っています。一番下9項目めの中の「図書館整備の推進」でございます。先程予算の説明の中でも少しお話ししましたが、令和2年度はいよいよ実施設計ということで取組みを進めます。補足して説明すると現段階の経過としては、2月末には基本設計の最終納品日締め切りということで最終段階に入っております。それを受け来年度は実施設計となり、現場としては併せて運営面についても本腰をいれて新図書館の具体的な運営や方針、運営計画を作っていかなければならないと捉えております。今のとこと今年度はイニシャルの部分である建物の設計についていろいろ尽力してきましたが、来年度はそれにプラスして運営についての具体的な計画づくりを目指したいと思っています。以上です。</p>
教育長	<p>今説明されたことについて、現時点で質問や意見があればお伺いしたいと思います。学校教育8項目の中の★印の学校を支える「チーム多職種」について少し説明ください。</p>
富山指導主事	<p>学校の中にはスクールソーシャルワーカーとか、教育相談員とか学校の先生だけではなくいろんな方がいますので、それぞれ連携して子ども達を支えることによって教育の効果があげられるということでの「多職種」です。いろんな方がいるから協力しましょうということです。</p>
教育長	<p>今まではどちらかと言えば「チーム学校」というのがありましたが、もう少し幅を広げて、学校の外から関わってくれるSSWとか教育相談員とかも含めて連携してやろうということで、使われている言葉だそうです。</p>
梅木委員	<p>それに代わる良い言葉は思い浮かばないのですが、少し分りにくいですね。</p>
教育長	<p>この言葉は本年度の講演会のとき話されたものでしたが、誰でしたか。</p>
富山指導主事	<p>元国立教育政策研究所の中野先生が「チーム多職種」ということで、いろんな方が連携してやっていきましょうというお話で、ここだと少しこの部分に引っ掛けることによっていろんな方が興味を持ってくれるのではないか思ったところもあります。</p>
梅木委員	<p>説明されるとよく分かるのですが、これまでのチーム学校であれば説明されなくても分かったのですが。</p>
富山指導主事	<p>チーム学校だと少し曖昧で抽象的と考え、あえて変えました。</p>
教育長	<p>言わんとするところは、学校の先生だけではないということで、去年の担任力向上の講演で先生方が聴講した時にこの言葉があったわけですが、この視座(案)に記載するに当たって「大丈夫なの」と話はしましたが、やはり少し検討したいと思います。</p>

富山指導主事	逆に質問していただいてうれしく思います。有難うございました。
教育長	現時点での質問や意見はございますか。
太田委員	幼稚園・学校教育の中の6の項目の下から2番目の口印で安全とたくましさを求める通学環境の整備のところで、「たくましさ」とありますが、どの様なたくましさを言っているのですか。
富山指導主事	通学に関しては、安全に配慮すれば配慮するだけ限りがないのですが、庄内の風を浴びながら通学することによって、心身の逞しさを得ることもあるので、社会的な事情もあり、子ども達を過保護に困うこともあるのですが、そこは敢えて原点に戻り、通学でも心身の逞しさを得れるというような目的もあり、その意図も踏まえて考えたところです。ここも少し質問があるのかなと思ったので、質問いただいて有難うございました。
教育長	子ども達の登下校については、我々は安全を見守らなければならないが、子ども達自身にはたくましさを求めるということではないかと思うのですが、指導主事の説明は情緒的な表現をしましたが、そういう事でいいのですよね。他にございますか。
今野委員	タイトルの標記なのですが、「R2年度」となっていますが、これは意味があつて「R2年度」なのですか。
富山指導主事	意味はありません。
教育長	これは「令和2年度」に直しましょう。他にありますか。
太田委員	資料の上の白抜き文字タイトル2中に「ふるさとの心を耕す教育」とありますが、「ふるさとを愛する心」だとか「ふるさとを大切に思う心」のことを言っているのだと思うのですが、「ふるさとの心を耕す」という書き方はどうなのかと思ったところです。もう一つは、これも思っただけなので意見として聞いていただければと思います。社会教育の3項目めの3つめの口印のふるさとの自然や風土ということで出羽三山などが書いてありますが、世界かんがい施設遺産に指定されたということで北楯大堰のことも書いていいのかなと思いました。
教育長	上の「ふるさとの心を耕す教育」というのは、庄内町教育振興基本計画の中にある言葉です。つまり、ふるさとを強く誇りに思う心を持つことによって、自分のアイデンティティをしっかりと持てる子どもを育成したい。そのことによって自己肯定感が高まり、たくましい子ども達の育成につながるだろうと考えています。今回初めてここ載せさせていただきましたが、それが結局はコミュニティスクールとも繋がると思います。地元の人達とも繋がっていくことがふるさとの心を耕すことにも繋がるだろうという思いでここに載せたところです。是非ご理解いただければと思います。
上野社会教育課長	ここに記載しております日本遺産の出羽三山と登録有形文化財については、文化庁が所管ということで、それは社会教育課でも密接に関係していたものですから、この二つに限定したわけですが、委員が言われたとおり北楯大堰も登録になったので、その事もここに入れるように検討させていただきたいと思っております。
教育長	他にございますか。
今野委員	健康増進とか体力づくりというところをどこかに入れるという考えはないのですか。今度また複合施設が検討されるわけですから、体力づくりという文言がどこかに入らないのかなと思ったところです。その文言の記載があるのかどうか見ていましたがどうですか。

教育長	文化スポーツ推進係ではどう考えますか。
池田文化スポーツ推進係長	6項目面の1番目の口印が、言われることに最も近いのだと思いますけれども、委員がご指摘のとおり直接的な表現はありませんので、来年度にコメっち主催のチャレンジデーというスポーツ企画もあるのでそれと絡めて追加してもいいのかなと思います。
教育長	私もそう思いますので、そこを少し検討してください。内容についてはこちらにお任せいただきたいと思います。それでは、後日ご意見をいただくことをどの様にしますか。日程をいつと決めないといけません。
佐藤教育課長	皆さんから紙面等に箇条書きしていただき提出いただければと思います。次回の定例会では最終案を議決いただかなければならないので、3月7日が臨時会を予定していますので、その時にお持ちいただいて、提出されたものを各担当に伝えて最終案として纏めたいと思っております。
教育長	その様な流れでよろしくお願ひしたいと思います。協議の(2)に移ります。 (2) 令和2年度庄内町教育委員会計画訪問(案)について説明をお願いします。
富山指導主事	(資料に基づき説明する。)
教育長	今説明があったように計画しておりますので、よろしく協力をお願ひしたいと思います。
佐藤教育課長	社会教育施設については、先程説明があったとおりです。
教育長	社会教育施設については、後日に具体的な日程を詰めたいと思います。それでは6その他に移ります。(1)第3回教育委員会臨時会の開催については、3月7日(土)午後1時にお願ひしたいと思います。これは教職員人事に関するものですので、是非出席くださるようお願ひします。また(2)第4回教育委員会定例会の開催については、3月24日(火)午前9時を予定しておりますけれども皆さんの日程、ご都合はどうでしょうか。
佐藤教育課長	3月7日は県費教職員の人事で3月24日は町職員の人事案件でございますので、この日で必ずお願ひいたします。
教育長	万障繰り合わせのうえ、出席くださるようお願ひいたします。それでは(3)その他はございますか。
佐藤教育課長	委員の皆さんへは既に配布しているのですが、卒業式等の日程調整であります。新型コロナウイルス感染症対策の関係で若干相談しなければならないことがありますので、別の資料を準備させていただきました。中身は3月14日が中学校、18日が小学校、19日が幼稚園という事でそれぞれ出席者、来賓者ということでの計画が既に組まれていました。しかし、新型コロナウイルス感染症対策の関係で来賓の部分は自粛いただくということで、校長会でも決定しておりますので、庄内町来賓については全て参加なしということになります。これについては、町長部局へもお知らせをして参加いただかないという対応をとりたいと考えています。そこで教育委員会としての出席者と事務局部分の考え方についてどうするのかということと、もう一つは鶴岡養護学校等の外部からの参加依頼も来ております。これについては、13日がそれぞれ鶴岡養護学校、酒田特別養護学校、鶴岡高等養護学校ということで、議会日ですので、指導主事以外は誰も参加できない状況で、この部分を委員の方から出来れば参加していただけないかというお願ひです。これについても自粛対応がとられるのかもしれませんが、今の時点で来ておりませんので、この辺の対応をどうすればよいかこの2点について皆さんに相談をお願ひするところです。

教育長	町立の小学校、中学校、幼稚園についての出席対応については、今説明があったとおりですけれども、私たち教育長、教育委員の出席についてはどうしましょうかということです。教育委員は主催者側でありますので、是非出席したいと考えますが、その辺のご意見をいただければと思います。
今野委員	教育長の考えに賛同します。
教育長	よろしいですか。〔他の委員も賛同あり〕それでは幼稚園、小学校、中学校の卒園・卒業式については、太線の囲いにある教育委員、教育長が出席することにします。事務局についてはどうしますか。
佐藤教育課長	学校側ではどう考えるのでしょうか。いなくてもあまり影響がないと考えるのでしょうか。
富山指導主事	いなくても影響はないと思います。
教育長	事務局は参加せず教育長、教育委員で出席することにします。外部のすすく保育園と余目保育園は私が出席しますが、もし鶴岡高等養護学校から案内が来た場合の出席についてどうするのかを決めなければなりません。
佐藤教育課長	鶴岡高等養護学校から案内が来ています。ただ、指導主事が2人で出席対応しても1名は対応できないということです。
梅木委員	13日は都合がありますので出席できません。
教育長	第1職代理者である今野委員はどうですか。
今野委員	(対応可能との返答あり。 急を要する事由が発生の場合は太田委員へ確認)
教育長	今野委員にお願いします。なお、自粛もあり得るということですので、それは追って連絡いたします。他にその他についてございますか。それでは令和2年第2回教育委員会定例を終了いたします。
閉会	(午後2時24分)